

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（電子入札）に付します。

令和 8 年 9 月 1 日

契約事務受任者

名古屋市健康福祉局長 田 畠 仁美

1 入札に付する事項

(1) 調達役務

障害福祉サービス事業所等に対する指定・指導業務委託

(2) 調達役務の内容等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和 8 年 1 2 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

(長期継続契約：令和 8 年 1 2 月 1 日～令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日)

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札は、総額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札システムの利用

本公告に係る入札は、入札書の提出を名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。紙による入札書の提

出は、原則として認めない。ただし、名古屋市電子入札実施要領（17 財監第 73 号）に基づき、やむを得ないと認められる事由により健康福祉局障害福祉部障害者支援課（以下「障害者支援課」という。）の承諾を得た場合に限り行うことができる。

（7）複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。

2 競争入札参加資格

（1）令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに、申請区分「業務委託」、申請業種「事務関連」または「その他」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

（2）地方自治法施行令（以下「地自令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（3）自治令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

（4）著しい経営不振の状態にある者として、以下に該当しないこと。

①会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、（1）に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、（1）に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）

（5）本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。

（6）本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名

古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19 財契第 103 号)に基づく排除措置の期間がない者であること。

(7) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)、商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成 17 年法律第 40 号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとしなない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

(8) 官公庁(国、地方公共団体)発注の各種業務委託(事務関連)及びそれに類する履行実績を有し、本公告に示した業務を履行する能力があると認められる者であること。

(9) 愛知県内に事業者の本部もしくは支所を有すること。

(10) 個人情報取扱いを適切に行う体制等を整備していると競争入札参加資格確認申請書において認められる者であること。

(11) 厚生労働省委託事業優良派遣事業者推奨事業において、優良派遣事業者として認定する制度(優良事業者認定制度)の認定を受けていること。

(12) 名古屋市内に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項、第 51 条の 19 第 1 項及び第 51 条の 20 第 1 項の規定による障害福祉サービス事業者としての指定を受けていないこと。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び担当部局

〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

(名古屋市役所本庁舎 1 階)

電話 052-242-2460

ファクシミリ 052-242-2461

(2) 入札説明書の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

(3) 本公告に対する質問

ア 質問方法

本公告に対する質問は電子入札システムにより送信する。

ただし、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づく特定認証事業者が発行した電子的な証明書（注）を格納しているカード（以下「IC カード」という。）の名義人の変更、破損、パソコン等のシステム障害などやむを得ないと認められる理由により入札担当部署の承諾を得た場合に限り、ファクシミリにより質問を行うことができる。

（注）電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 号において定義されたもの。

イ 質問期限

令和 8 年 9 月 3 日（木） 午前 10 時 00 分

ウ 質問の回答

電子入札システムにより回答し閲覧に供する。また、調達情報サービス（アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）に回答を掲載する。ファクシミリにて質問を受け付けた場合には、質問者には、上記の他に個別にファクシミリにて回答する。あわせて仕様書の補足資料等が掲載されることがあるので、入札書の提出前までに必ず確認すること。

エ 回答期限

令和 8 年 9 月 7 日（月） 午後 5 時 00 分

(4) 入札書の提出

ア 入札書の提出方法

電子入札システムにより提出する。ただし、IC カードの名義人の変更、破損、パソコン等のシステム障害などやむを得ない場合は、名古屋市電子入札実施要領第 8 の規定により、障害者支援課の承諾を得た場合に限り、紙による入札書を持参により提出することができる。

イ 入札書の提出期間

公告の日から令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 1 時 00 分まで

ウ 開札日時及び開札場所

開札日時：令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 1 時 30 分

開札場所：（1）に同じ

(5) 入札回数等

ア 入札回数

初度入札を含め 3 回まで

イ 落札候補者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(6) 落札候補者となった者が提出すべき書類

落札候補者となった者は、次に掲げる書類を電子入札システムにより提出（電子入札システムにより難しい場合は、持参又は郵送により提出することができる。）し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

競争入札参加資格確認申請書

イ 提出先

(1) に示す場所

ウ 提出部数

1 部

エ 提出期限

落札候補者となったことを知り得た日の翌日から起算して 2 日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」と

いう。)を除く。)以内

(7) 落札者の決定方法

落札候補者について、(6)の競争入札参加資格確認の結果、資格があると認めた者を落札者とする。

(8) 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明等

ア 競争入札参加資格がないと認められた者には、その理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して 2 日（名古屋市の休日を除く。）以内に、無資格理由について、書面により説明を求めることができる（様式は問わない。）。

ウ イの請求に対する回答は、書面により行う。

エ イの提出先

(1)に示す場所

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条の規定に該当する場合に免除する。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、競争入札参加資格を確認するための書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項 第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

※本制度の詳細については、本市HP（調達情報サービス
(<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/ejpkg/EjPPIj>)）

⇒「TOPICS 名古屋市からのお知らせ」⇒「複数年にわたる業務委託へのスライド条項の適用について」をご覧ください。

契約変更にあたっては、委託者と受託者で変更金額等について協議を行いますので、様式1-1を提出してください。